

第2章

一宮市の条例など

一宮市環境基本条例

平成16年3月24日

条 例 第 1 9 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第22条・第23条）

第4章 一宮市環境審議会（第24条－第29条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第20条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(4) 事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（審議会の運営に関する事項）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規

定は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残忍期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

付 則（令和2年12月21日条例第79号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境基本計画の推進）

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

（規制の措置）

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に資する施設の整備等）

第11条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

一宮市公害対策協議会設置規程

昭和 45 年 9 月 28 日

規 程 第 9 号

(目的)

第 1 条 市民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議するため、一宮市公害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 協議会は、公害防止及びその対策に関して前条の目的達成のために次の事項を協議する。

- (1) 公害防止の対策、指導に関すること。
- (2) 公害防止の調査、研究に関すること。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関すること。
- (4) その他公害に関して必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 関係業界の代表者
 - (3) 優れた識見を有する者
 - (4) 関係官公署の代表者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、副市長をもってあてる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長は、公害に関する専門の事項を調査協議するため、必要があるときは協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指定する委員をもって組織する。

3 部会には、前項の委員のほか、必要に応じて専門知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、環境部環境保全課において処理する。

(運営その他必要事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に基づく公害に関する委員会または附属機関を設立するときは効力を失なう。

付 則（昭和45年11月9日規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年9月27日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和2年10月22日訓令第7号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年10月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の第3条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第1号に該当するもの(当該委員の欠員による後任者を含む。)の任期の終期については、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日とする。

3 この訓令の施行の際、現に改正前の第3条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第2号から第4号までの規定に該当するものは、この訓令の施行の日をもって解任されたものとみなす。

4 改正後の第3条の規定により新たに委員に委嘱される者のうち、同条第2号から第5号までの規定に該当するもの(当該委員の欠員による後任者を含む。)の任期の終期については、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日とする。

一宮市公害対策会議要綱

(設 置)

第 1 条 公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、その対策を樹立し、もって公害処理の円滑な推進を図るため、一宮市公害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 公害の発生防止対策に関すること。
- (2) 公害対策に関する連絡調整及びその推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公害対策に関し必要なこと。

(組 織)

第 3 条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には副市長、副会長には環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(幹 事)

第 4 条 会議に幹事を置き、第 2 条に規定する事務の予備的調査研究及び資料の収集を行う。

- 2 幹事には、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(招 集)

第 5 条 会議及び幹事の招集は、必要に応じて随時会長が行う。

- 2 会長は、必要に応じて、別表第 2 の幹事以外の者を招集することができる。

(庶 務)

第 6 条 会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

財務部長	保健所長	活力創造部長	まちづくり部長	建築部長
建設部長	教育部長	上下水道部長		

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

保健総務課長	保健予防課長	廃棄物対策課長	施設管理課長	産業振興課長
農業振興課長	都市計画課長	公園緑地課長	建築指導課長	維持課長
教育部総務課長	計画調整課長	施設保全課長		

一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例

令和 2 年 12 月 21 日

条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等の除去について必要な事項を定めることにより、空き地の不良状態を解消し、市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 現に人が使用していない土地又は人が使用していない土地と同等の状態にある土地で、現に工作物その他の物件が設置されていないもの又はその部分をいう。ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 1 項に規定する農地及びこれに類するものを除く。

(2) 雑草等 雑草及びこれに類する竹木をいう。

(3) 不良状態 雑草等が繁茂することにより、害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、又は犯罪発生の遠因その他生活環境に支障がある状態をいう。ただし、雑草等が隣地との境界線を越えることによるものを除く。

(4) 所有者等 空き地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、常にその所有し、占有し、又は管理する空き地の適正な管理に努め、当該空き地の不良状態の解消に努めなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する啓発に努めるものとする。

(立入調査)

第 5 条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、所有者等に対し、その所有し、占有し、又は管理する空き地における雑草等の状況、不良状態の解消方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該空き地に立ち入り、雑草等の状況若しくは不良状態の解消状況を確認させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び助言)

第 6 条 市長は、不良状態にある空き地の所有者等に対し、この条例の目的達成に必

要な限度において、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 7 条 市長は、前条に規定する指導を受けた者が指導に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 8 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく、当該勧告を履行しないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 9 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日

規則 第 67 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一宮市環境基本条例（平成 16 年一宮市条例第 19 号）第 29 条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 5 条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象設備とその概要は以下のとおりとし、補助の要件は別表第1に掲げるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの

(2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの

(4) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの

(5) 電気自動車等充給電設備（V2H）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象設備を新たに設置する者であること。
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象設備付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者であること。
- 2 補助対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民として記録されている者であること。
- 3 各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額及び補助金の交付対象となる経費)

第5条 この要綱において、補助金の額及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象設備に係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画書（様式第2）
- (2) 補助対象設備に係る経費が明記されている工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
- (3) 補助対象設備を設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 現況が確認できるカラー写真（補助対象設備設置予定の住宅の部分及び住宅全景の写真。新築の場合で住宅がない場合は建築予定地の写真。）

ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真も添付すること。

- ア 住宅用太陽光発電設備においては、設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるもの
- イ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるもの

ウ 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

エ 家庭用エネルギー管理システムにおいては、補助対象設備の本体が確認できるもの

オ 電気自動車等充給電設備においては、補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

(5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象設備の工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象設備を設置された建物の引渡しを受けることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更申請書（様式第4。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象設備の設置を完了したときは、完了日から1か月以内又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに、令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第6。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備設置の完了日から1か月を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。

- (1) 令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金概要書（様式第7）
 - (2) 領収書の写し（補助対象者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）
 - (3) 補助対象者の住民票の写し（交付決定日以降に発行したものに限る。）
 - (4) 住宅用太陽光発電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
 - イ 製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる出力対比表の写し
 - ウ 設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - エ 太陽電池モジュール配置図
 - (5) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - (6) 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - (7) 家庭用エネルギー管理システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、型式と製造番号、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - ウ システムが稼動し、電力使用量が表示されているモニター、スマートフォン等のカラー写真。
 - (8) 電気自動車等充給電設備においては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - (9) その他市長が必要と認めたもの
- 2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。
- (1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日（ただし、住宅用太陽光発電設備

の場合は、電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類に記載される系統連系の開始日とする。)

(2) 補助対象設備の設置工事に係る支払が完了した日

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付確定通知書(様式第8)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条第1項の規定により、補助対象者は、補助対象設備設置の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ令和3年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金処分承認申請書(様式第10)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合

は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第9条第1項に規定する報告書を同項に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第14条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備	要件
共通	未使用品であること。
住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するものであること。</p> <p>イ 家庭用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備を同時に設置するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(3) 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。</p> <p>(4) 次の各号に規定する要件に該当するものであること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づきJETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE—PV—FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。</p> <p>イ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。</p> <p>ウ インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。</p>

	<p>エ 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>オ 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p> <p>(5) 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>(6) 補助対象者が電気事業者と電力受給契約を締結していること。</p> <p>(7) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されること。</p> <p>(8) 太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（kW表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値とする。）が10kW未満であるもの。ただし、増設の場合は、既設分も含めて10kW未満であること。</p> <p>(9) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有するものであること。</p>
<p>家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム</p>	<p>国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。</p>
<p>家庭用エネルギー管理システム (HEMS)</p>	<p>(1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>(2) パソコン等又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p>

	<p>(3) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(4) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電システムの設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。</p> <p>(5) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>(6) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>(7) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p>
<p>電気自動車等 充給電設備 (V2H)</p>	<p>国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターより登録されているものであること。</p>

別表第2（第5条関係）

設備	補助金の額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値(その値が4kWを超える場合にあっては、4kW)とする。)に18,000円を乗じて得た額とする。	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	定額60,000円とする。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用)、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、設置工事に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	定額50,000円とする。	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成される設備の設置工事に関する費用
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	定額10,000円とする。	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

電気自動車等 充給電設備 (V2H)	定額50,000円とする。	当該補助対象設備の購入、据付け、設置工事に関する費用
--------------------------	---------------	----------------------------